

【提言テーマ：事業承継】 戸田市の事業承継の施策案の検討

2025/1/29

- ・前回の振り返り
- ・提言する施策案に係る意見交換

戸田市 環境経済部
経済戦略室

目次

- 1 前回の振り返り(P3～7)
- 2 現在の支援体系(P8)
- 3 提言施策案(P9)
- 4 参考資料(P10～14)
- 5 提言ベースの支援体系(P15)
- 6 意見交換(P16)

1. 前回の振り返り①

<事業承継の現状>

- (行政機関) 国は後継者不在による廃業の増加から、雇用や技術の喪失、将来的な税収の減少などの対策として、事業承継引継ぎ支援センターの設立をはじめとした入口から専門相談まで対応できるよう支援策を拡充し、企業に対して事業承継の課題に向き合うための機運を醸成している。本市としては上記地域経済の衰退リスクを抱える他、まちの賑わいの喪失も懸念されているところ、各支援機関と連携しながら、企業に対して当事者意識の向上に向けたセミナーや支援制度の情報発信等、普及啓発に力を入れている。
- (支援機関) 公的セクター、金融機関、各士業協会等が連携しながら、それぞれの強みを活かし、支援策を展開している。
- (企業) 全国では企業の約5割が後継者不在といわれている。(参考)帝国データバンク:全国「後継者不在率」動向調査(2024)
市内企業の約4割が「後継者がいる」と回答。「選定中」は約1割、「後継者はいない」又は「不明」は合わせて約4割となり、「後継者不在(探す予定がない)」は、全体の2割となった。(参考)戸田市景気動向調査(2024.7)

<事業承継の課題>

- (行政機関) 事業承継関連情報を発信し、セミナー、個別相談会、支援策や支援機関等の周知啓発を進めるも、「事業承継＝ナイーブ」なもの、「M&A＝企業買収」などネガティブなイメージもあり、事業承継を必要と考えている企業が表立って出てこないため、個々の企業が抱える潜在的ニーズを把握できない。潜在的ニーズの掘り起こしや専門機関へのパトタッチまでの手法など、ノウハウが確立されていない。
- (支援機関) セミナーや個別相談会等の支援に取り組むものの、潜在的ニーズの掘り起こしに苦慮し、事業者に直接アプローチする手段がない。
- (企業) 事業承継は企業の存続に欠かせない重要なことと認識しつつも、経営を取り巻く課題は事業承継に限らず、売上や販路開拓等、数多くある中での一つの課題に過ぎない。優先順位としては後回しにされやすい。

●行政と事業者の取組優先度の認識には大きな差がある

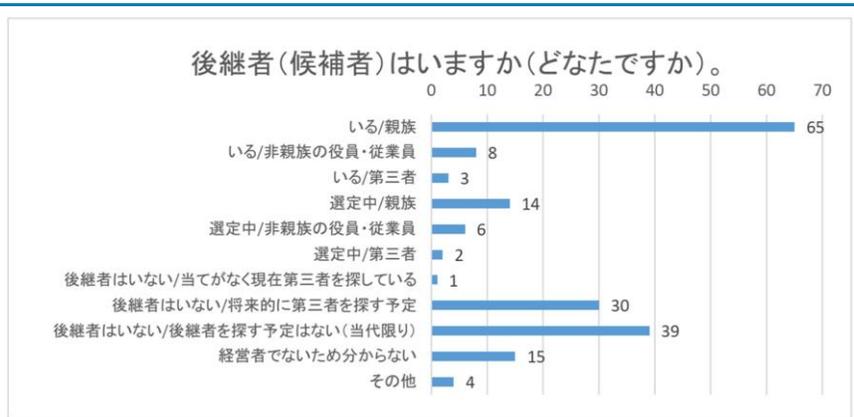
→ 事業承継は経営課題の一つと捉えるも、取組優先度は低い。

行政

目標: 後継者不在による廃業防止
黒字倒産、雇用・技術喪失防止
地域経済の衰退の防止

(事業者を実施して欲しいこと)

- ・後継者候補選定の早期着手
- ・セミナー、個別相談会の活用
- ・専門家、支援機関への早めの相談



事業者へ情報発信
取組の普及・啓発

認識のギャップ

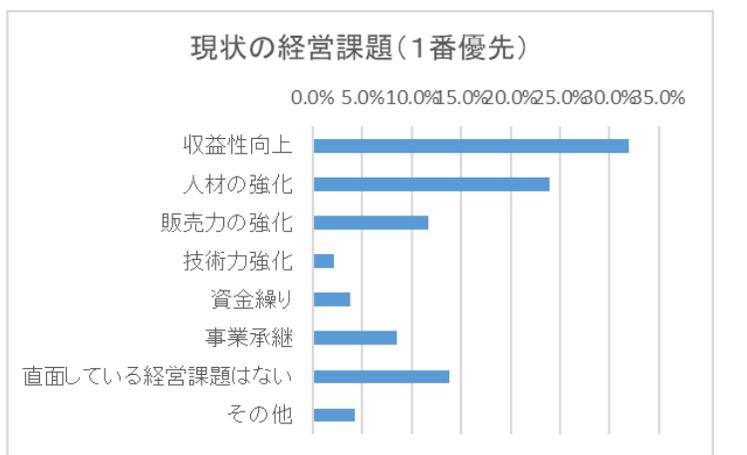
要望する支援=取組優先事項
①>②>③>④事業承継

事業者

目標: 収益向上、販路開拓等

(市内事業者の経営課題)

- ①収益性向上 (32%)
 - ②人材の強化 (24%)
 - ③販売力の強化 (12%)
 - ④事業承継 (9%) **取組の優先度が低い**
 - ⑤資金繰り (4%)
 - ⑥技術力強化 (2%)
- ・直面している経営課題はない(14%)
 - ・その他 (4%)



事業承継は経営課題の中の一つ



1. 前回の振り返り②

<委員からいただいた施策案に係る主な意見・アイデア(1)>

※赤字は会議中に繰り返し発言された言葉や強調された主な意見等

- ・税収が減る一番の原因は人口減少ではないか。企業の喪失による税収減については新しく生まれる企業もあるのであまり悲観的になりすぎても良くない。
- ・M&Aでは価格が折り合わないことが多い。企業を取り込む側としては大きな金額が必要で、融資を受けるにしても個人保証でリスクを負うこととなる。
- ・利益が出ている企業ほど価格が高くなるが、その会社の事業が欲しくても購入できないこともある。
- ・地方の企業を取り込んだ場合に、住民票を重複しておけないため、現地自治体からの支援を受けることができない。
- ・金融機関は事業承継含め専門チームを持っておりマッチング支援も行っている。事業承継の相談は日に日に多くなってきている。
- ・事業者の**事業承継に対する認識も変わりつつある**。かつては口に出すこと自体もナイーブな問題のため経営者に嫌われていたが、経営者の高齢化が社会課題となってきたことにより事業承継の話も受け入れられつつあるような環境になってきた。
- ・事業承継の**セミナーをイベントとして開催するのはハードルが高く、出席者同士で腹の探り合いになってしまうところもある**。参加率も低い。個別相談会で対応するケースが大半である。
- ・**事業承継支援や情報を広く普及・啓発していくことは大変重要である**。
- ・事業承継はセンシティブな内容であるため、**支援側と企業に信頼関係が必要**になってくる。足立区ではマッチングクリエイターと称する「**企業訪問相談員**」制度があり、専門の資格を持った相談員が区内を循環し、公的機関の支援策を案内したり、経営相談に乗り直接事業者側にアプローチしてお困り事のニーズを吸い上げる仕組みがある。何度も訪問するうちに**信頼関係**が構築され、事業承継などのニーズの**掘り起こし**に実際に結びついている。事業者が**真に望んでいるニーズ**の掘り起こしをすることが大切。
- ・事業承継後のPMI(※)が難しい。**事業承継を行ったらそこで終わりではない。伴走支援で専門家ががっちりと予定を組んで継続して支援していかなければならない**。
(※)PMI:経営統合、業務統合、意識統合の3段階があり、当初計画したM&A後の統合効果を最大化するための統合プロセス。
- ・行政が事業承継支援についてどのような未来を描いているのかが重要である。
- ・埼玉中小企業家同友会でも事業承継のセミナーを実施している。**会員メンバー内で事業承継を含め近況報告し合う関係性が築けている**。世代が変わり先代の息子が新たなメンバーになるケースもたくさんある。
- ・実体験として事業承継を行ったが、何をもちて事業承継が完了したのか判断が難しい。
- ・負債を抱えていると、そもそも事業承継の対象にならないと感じている企業も多いのではないかと。
- ・**事業者の現状と将来像を見直し、経営課題を一緒に考えていって、その中で将来的に事業をどのように次代につなげていくのか段階を踏むと良い**。
- ・事業承継事前調査チェックシートを活用し、それを進めていく中で経営者が初めて気づくことも多い。
- ・**情報の共有化**ができれば、各関係機関、支援機関との連携もさらに進むのではないかと。

1. 前回の振り返り③

<委員からいただいた施策案に係る主な意見・アイデア(2)>

※赤字は会議中に繰り返し発言された言葉や強調された主な意見等

- ・基礎自治体として**潜在的ニーズの掘り起こし**は非常に重要。
- ・後継者は親族が多い。後継者と意思疎通をすること自体が難しいこともある。経営者は高齢になればなるほど、事業承継のことを毎日考えているのではないか。
- ・**同友会、青年部、JC、ライオンズなど、様々な団体に向けたセミナーや場づくり**を実施すれば、各団体向けのイベントになるので参加しやすくなる。
- ・事業承継を進めることが決まって新たな融資を活用できるようになったとの話もある。
- ・親子で事業承継する場合は、意見の食い違いにより喧嘩が起きることも多い。
- ・経営者が事業承継を考えるきっかけの一つには、自身の体調不良がきっかけになることもある。
- ・事業承継のポイントは①株の承継、②経営の承継である。
- ・法人版事業承継税制(特例措置)もあるし、支援策としては既に充実している。
- ・若手の創業希望が増えてきており、創業の際にM&Aを活用して既存事業を引き取る形の創業も認知され始めている。経営の部分で利益を出せるように支援していくことや、災害関係で事業継続をどのように考えていくのか等の別角度からのアプローチも結果的には事業承継につながっていくのではないか。
- ・士業の中でも相談の過程で何かあれば事業承継・引継ぎ支援センターにつなぐことも広がってきている。そのような流れで士業としての役割も考えていくべき。
- ・**経営者情報の共有**は市にお願いしたい。国の小規模事業者持続化補助金は申請書に代表者の年齢を記入する欄があり、60歳以上で事業承継加点を希望する場合は、事業承継診断票の提出が必須となっている。代表者や後継者の情報を聞き出すことが普通になってきているが、景気動向調査のアンケートなどは無記名になってしまうので、**市の施策の仕組みの中に基本的な情報を入手できないか検討すると良い**。
- ・親子内の会話がなく、事業承継の意思確認がしづらい環境にある。もっと気軽に話ができるような関係性を小さいころから築くことが大切。
- ・経営者がそもそもの事業承継のスケジュール感を把握していない。
- ・支援機関等は現経営者と接する機会はあるが、**後継者と接する機会があまりない**。広報紙などは、**後継者にも読んでもらえるきっかけになる**ので、親子で事業承継について**考えるきっかけ**を提供していく必要がある。
- ・考えるきっかけは、**儲かる部分を起点にするなど事業承継ありきでなくても良い**。そこから事業承継につながることもある。考えるきっかけを与える情報発信が大切。
- ・**一番重要なことは経営者に気づいてもらうことではないか**。気づいてもらわないと始まらない。
- ・県と連携してアンケートを実施しているが回答率は16%で、後継者がいると回答した企業の内、「**後継者と対話していない**」と3割が回答した。後継者候補に将来についての意思確認ができていないことは問題があり、国としても後継者候補とのコミュニケーションを重要事項として捉えている。

1. 前回の振り返り④

<委員からいただいた施策案に係る主な意見・アイデア(まとめ・キーワード)>

掘り起こし

信頼関係の構築

情報発信・収集

伴走支援

考えるきっかけ

掘り起こしの土台

①情報発信・収集

- ・現経営者だけではなく、後継者にも情報発信、アプローチできる仕組みや気づいてもらうきっかけが必要。
- ・商工会青年部、JC、同友会等の各団体へのアプローチ(次代後継者含む)。
- ・親子向けで両者が共に企業の将来を考えるきっかけとなる仕組みが必要。広報による情報発信も有効。
- ・事業者の現場の声等の情報を収集し、データを市が管理し、関係機関と共有する仕組み。

②考えるきっかけ

- ・まずは気づいてもらわないと何も始まらない。
- ・正しいスケジュール感の把握(時間がかかること)や、支援制度(事業承継税制等)の把握と活用
- ・現経営者と後継者(親族、第三者等)が経営について会話するためのきっかけづくり

③信頼関係の構築

- ・ナイーブな分野のためニーズの掘り起こしをするには一定の信頼関係が必要。
- ・同友会、青年部等の団体内のつながりは強く、内部でお互いが相談しやすい環境になっている。
- ・事業承継ありきではなく、経営全般の支援を経て事業承継につながると良い。

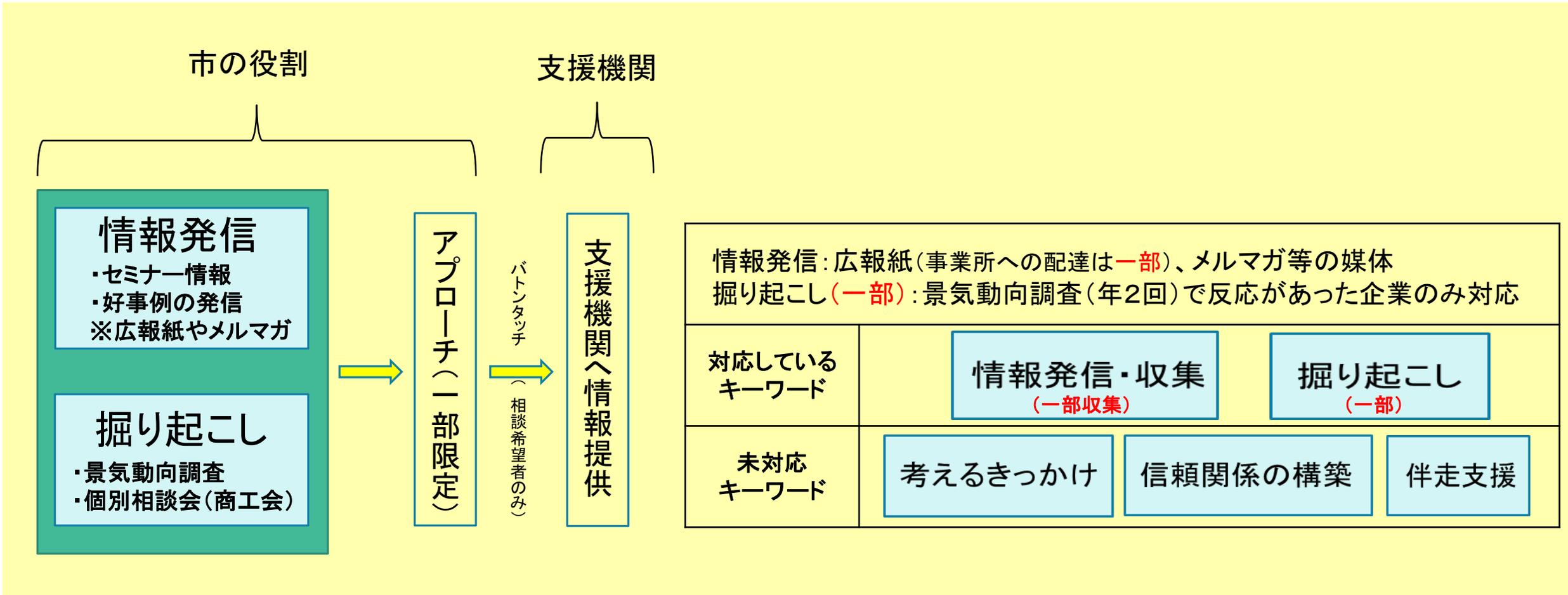
掘り起こし

- ・支援側と企業の間信頼関係を構築することが必要。
- ・支援機関同士で情報を共有できると良い。経営者の情報共有は市が実施すると良い。
- ・国補助金のように後継者基礎情報を申請時に入手できる仕組みがあると良い。(情報収集)

伴走支援

- ・事業承継の手続きが終わったらそこで完了ではない。入口～出口～アフターフォローまで助言や支援する仕組みがあると良い。
- ・専門家がしっかりと助言等の支援を行い、企業の取組を後押ししていく必要がある。
- ・経営相談等を通じて事業承継につながれば良い。

支援体系図(現在)



→ 事業者に対する情報は広報紙や景気動向調査対象企業など、一部の事業者にしか届いておらず一部キーワードには対応できていない。

提言施策案

伴走支援

情報発信・収集

考えるきっかけ

信頼関係の構築

掘り起こし

施策案	内容	対応キーワード
<p>New !</p> <p>(仮称) 企業訪問相談員制度 (マッチングクリエイター)</p>	<p>専門の資格を持った専門員が市内を巡回し、経営課題全般に対応する。何度も繰り返し訪問することで事業者との間に信頼関係を構築し、ナイーブな事業承継のニーズや悩みも掘り起こしていく。</p> <p>(経営支援) 経営相談全般に対応し事業承継に限らず経営課題の解決に向けて支援する。 (情報発信) 市や国の支援策やセミナー等を案内。事業者の状況にマッチした支援を案内する。 (情報収集) 窓口や訪問相談した企業の情報を収集し、管理する。 (考えるきっかけ) 経営相談等を通じて、経営課題や将来展望、事業承継等について考えるきっかけを与える。 (信頼関係の構築) 相談員が何度も訪問することで信頼関係を構築していく。 (掘り起こし) 事業者が抱える真の課題を掘り起こし、支援していく。 (マッチング支援) 域内企業同士の連携も視野に入れ、受発注等の販路開拓を支援する。</p>	<p>伴走支援</p> <p>情報発信・収集</p> <p>考えるきっかけ</p> <p>信頼関係の構築</p> <p>掘り起こし</p>
<p>法人市民税の封筒PR (マンガによる啓発)</p>	<p>全事業所に届く法人市民税の封筒を活用。事業承継情報を同封することで「考えるきっかけ」を創出する。中小企業基盤整備機構が制作しているマンガを活用することで、読み手の文字情報に対する嫌気を回避し、少しでも「事業承継」の文字が目にとまることを期待する。</p>	<p>考えるきっかけ</p> <p>掘り起こし</p>
<p>個別相談・セミナー (市役所でも開催)</p>	<p>事業承継・引継ぎ支援センターが戸田市商工会で毎月1回開催している個別相談会を、戸田市役所でも開催する。 また、各種団体向けにセミナー等を企画し、考える場づくりの提供を検討する。</p>	<p>伴走支援</p> <p>掘り起こし</p> <p>考えるきっかけ</p>
<p>補助金創設の検討 申請時の情報収集</p>	<p>(例として)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継補助金(コンサル、計画作成、企業価値算定、仲介費用等) ・利子補給補助金(公庫融資(新規創業、第2創業、事業承継関連融資)利用者への利子補給) ・補助事業申請時に60歳以上の場合は必ずアンケートに答えるようにする。 	<p>情報発信・収集</p> <p>掘り起こし</p>

※前回会議で施策案として挙げられた「事業承継に関する協定」は本市において事業発展性や将来展望が見込めないことから削除した。

(他自治体参考資料①) 足立区マッチングクリエイター制度(H27～)

専門の資格を持った専門員が市内を巡回し、経営課題全般に対応する。何度も繰り返し訪問することで事業者との間に信頼関係を構築し、ナイスな事業承継の悩みにも対応している。

(実施体制)
 体制: 訪問相談員5名 + 窓口相談員5名(窓口ブース3口)
 勤務: 9:30～16:30
 内容: (経営相談員)5地区の担当制。アポ取りから飛び込み営業、現場相談(窓口相談員)窓口での経営相談全般。計画策定支援から補助金申請も支援

「経営について、色々なお困りごとをお持ちの方へ!」

ビジネス相談・情報提供

「将来の展望や経営計画を創りたい」

「在庫や資金繰り、働き方改善などいろいろな悩みを相談したい」

「経営に役立つ情報が欲しい」

マッチングクリエイターが御社へお伺いして丁寧に話しを聞き、ご相談に応じます。

経営に役立つ情報を幅広くお伝えします。また、必要性や問題の専門性に応じて専門家や専門機関の相談窓口をご紹介します。

「設備の購入資金、新製品開発のことでお悩みの方へ!」

支援施策・助成金・補助金等のご提案

「新型の機械を導入したいのですが、資金のやりくりに困っています」

「新製品を開発したいのですが、どのようにすればよいのかわかりません」

足立区

区がアッセンする制度融資の紹介や、助成金など産業支援施策のご提案をします。

その他 公的機関

新製品開発のため、市場ニーズや技術力を考慮しながら、大学やその他公的機関の支援施策をご提案します。

「協力事業者をお探しの方へ!」

受発注あっせん相談

※主に製造業事業者の受発注

「自社に無い設備や技術を持った事業者を探したい」

「新製品の試作をお願いしたい」

「これまで訪問した企業の中から、事業内容や設備の状況を確認し、できる限りご要望に合った協力事業者をお探しします。」

受注企業

「経営力向上や人脈を広げたいとお考えの方へ!」

交流会・セミナーのご提案

「経営力をアップしたい」

「経営に必要な知識やスキルを身につけたい」

「事業に役立つ人脈を作りたい」

異業種交流会
セミナーのご提案

(他自治体参考資料②) 新座市ビジネスサポート(R5～)

にぎビジネスサポートとは

経営課題を的確に把握し、
解決・成功に向けたご提案まで
ワンストップで行います。

- ☑ 新座市が実施している事業です。
- ☑ 経営支援のスペシャリストが皆様をサポート
- ☑ 無料で何度でも利用できます



(実施体制)

体制: 窓口相談員3名 ※月・水・金に各1名(専用個室対応)

勤務: 14:00～17:00(3h)

内容: 経営相談、創業支援、特定創業による助言等

Q 売上を伸ばしたい



A 事業スタイルにあった効果的な手法をご提案します

- 販路拡大の方法
- ホームページ、SNSの効果的なPR方法
- ネット販売の導入、活用方法
- 販売方法の改良サポート

Q 創業の支援を受けたい



A 創業計画の改良点や、創業に関する補助金の活用方法をご提案します

- 特定創業支援認定を受けるための個別セミナーの実施
- 融資を受ける際に重要な創業計画書の改良サポート

Q 事業を練り直したい



A 補助金の活用方法や事業計画の改良点をご提案します

- 国が実施する持続化補助金
- 県が実施する経営革新計画
- 新座市の補助制度
- 事業計画書策定のサポート

Q 煩雑な業務をなんとかしたい



A 業務を効率化する最適な方法をご提案します

- 会計ソフト、労務管理システムの導入
- IT・DX導入のサポート
- 各種ソフトの活用方法

■ 新座市事業承継・M & A支援補助金

概要

事業承継を行おうとする事業者の方に経費の一部を補助し円滑な事業継続を支援します。

補助率

対象経費の1/2(補助上限額20万円)

要件

- 事前に埼玉県事業承継・引継ぎ支援センターに申込み及び相談をしていること
- 自社内又は第三者へ事業承継を行おうとする事業者の方(個人事業主の方は第三者承継のみ)など

対象経費

事業承継に係るコンサルティング費用

■ 新座市経営革新計画支援事業補助金

概要

埼玉県が承認する経営革新計画の採択事業者の方に計画に沿った経費の一部を助成し、販路拡大等を支援します。

補助率

対象経費の1/2(補助上限額20万円)

対象経費

経営革新計画に沿った経費(機械・ソフトウェア購入費、工事費、開発費、広報費、外注費、賃借費、修繕費など)

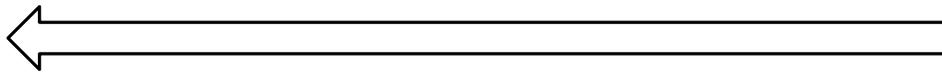


▲詳しくはこちら

(他自治体参考資料③)
 中小企業基盤整備機構
 (中小機構J-Net21「マンガでわかる「事業承継」」)

全事業所に届く法人市民税の封筒を活用。事業承継情報を同封することで「考えるきっかけ」を創出する。
 中小企業基盤整備機構が制作しているマンガを活用することで、読み手の文字情報に対する嫌気を回避し、
 少しでも「事業承継」の文字が目にとまることを期待する。

(法人市民税の封筒)
 ※サンプル



(掲載内容案)
 ・マンガによる啓発
 ・個別相談会日程
 ・相談先、連絡先
 (事業承継・引継ぎ支援センター)
 など

<<eLTAXのお知らせ>>
 法人市民税に係る各種届出はeLTAXを利用して電子的に手続きをすることができます。詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.ita.go.jp/>
 戸田市役所 市民税課
 〒335-8588
 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号
 TEL 048(441)1800(付) 内線217
 FAX 048(432)1800
 (法人市民税関係書類在中)

(仮) 会社経営の未来を考える (仮) 70歳以上の経営者の約245万人の内、約半数の127万人が後継者が不在といわれています。大切な会社の将来のことを今から考えてみましょう!



(各支援機関に相談しながら)
 情報、コメント、メッセージ
 情報、コメント、メッセージ
 情報、コメント、メッセージ
 情報、コメント、メッセージ
 ※左記マンガに対する補足でも良い

(各支援機関に相談しながら)
 情報、コメント、メッセージ
 情報、コメント、メッセージ
 情報、コメント、メッセージ
 情報、コメント、メッセージ

(後継者やM&Aに悩んだら)
 埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター
 コメント、メッセージ
 コメント、メッセージ
 コメント、メッセージ
 コメント、メッセージ
 連絡先情報

(参考) 小規模事業者持続化補助金<一般型> ※申請書一部抜粋

代表者の氏名		代表者の生年月日(西暦)	年 月 日
		満年齢(基準日は別紙「参考資料」参照)	歳
【以下、採択審査時に「事業承継加点」の付与を希望する、代表者の「基準日」時点の満年齢が「満 60 歳以上」の事業者のみ記入】			
補助事業を中心になっ て行う者の氏名		代表者からみた「補助 事業を中心になっ て行う者」との関係 [右の選択肢のいずれか1つ にチェック]	<input type="checkbox"/> ①代表者本人 <input type="checkbox"/> ②代表者の配偶者 <input type="checkbox"/> ③代表者の子 <input type="checkbox"/> ④代表者のその他親族 <input type="checkbox"/> ⑤上記以外(親族外の役員・ 従業員等)
*「様式10(事業承継 診断票)」Q1【 】 記載の「後継者候補」 の氏名と同一の者か [いずれか一方にチェック]	<input type="checkbox"/> ①「後継者候補」である ⇒追加資料の添付が必要 (公募要領 P.27 参照) <input type="checkbox"/> ②「後継者候補」でない		

(参考) 小規模事業者持続化補助金<一般型> ※事業承継診断票一部抜粋

(様式10)

*採択審査時に「事業承継加点」の付与を希望する者のみ必須【代表者の年齢が満60歳以上の事業者に限る】

支援商工会・商工会議所が記入

<事業承継診断票(相対用)>

商工会・商工会議所名: 印

日付:	業種:
会社名:	売上高: (千円) 従業員数: (名)
氏名: (歳)	

(質問)

はい いいえ
どちらかに✓

Q1 会社の10年後の将来像について語り合える後継者候補がいますか。

「はい」:それは誰ですか【 】⇒Q2へお進みください

関係性に✓ 【□①他の役員(親族含む) □②従業員(親族含む) □③家族専従者 □④その他】

「いいえ」:Q7にお進みください

Q2 候補者本人に対して、会社を託す意思があることを明確に伝えましたか。

「はい」:Q3~Q6にお答えください 「いいえ」:Q8~Q9にお答えください

Q3 候補者に対する経営者教育や、人脈・技術などの引継ぎ等、具体的な準備を進めていますか。

Q4 役員や従業員、取引先など関係者の理解や協力が得られるよう取組んでいますか。

Q5 事業承継に向けた準備(財務、税務、人事等の総点検)に取りかかっていますか。

Q6 事業承継の準備を相談する先がありますか。

「はい」:それは誰ですか【 】⇒Q12へお進みください

Q7 親族内や役員・従業員等の中で後継者候補にしたい人材はいますか。

「はい」:Q8~Q9をお答えください 「いいえ」:Q10~Q11へお進みください

Q8 事業承継を行うためには、候補者を説得し、合意を得た後、後継者教育や引継ぎなどを行う準備期間が必要ですが、その時間を十分にとることができますか。

Q9 未だに後継者に承継の打診をしていない理由が明確ですか。(後継者がまだ若すぎるなど)

Q10 事業を売却や譲渡などによって引継ぐ相手先の候補はありますか。

Q11 事業の売却や譲渡などについて、相談する専門家はいますか。実際に相談を行っていますか。

「はい」:それは誰ですか【 】

Q12 他に事業承継に関して気になっていること(経営者保証、廃業検討等)はありますか。

- Q3~Q6で1つ以上「いいえ」: 円滑な事業承継に向け、事業承継計画の策定等をご検討ください。
- Q8~Q9で1つ以上「いいえ」: 事業の継続に向け、事業承継に関する課題の整理や方向性をご検討ください。
- Q10~Q11で1つ以上「いいえ」: 事業の継続に向け、第三者への事業引継ぎをご検討ください。
- Q12で「具体的にある」: 事業承継に関するさまざまなご相談を承ります。

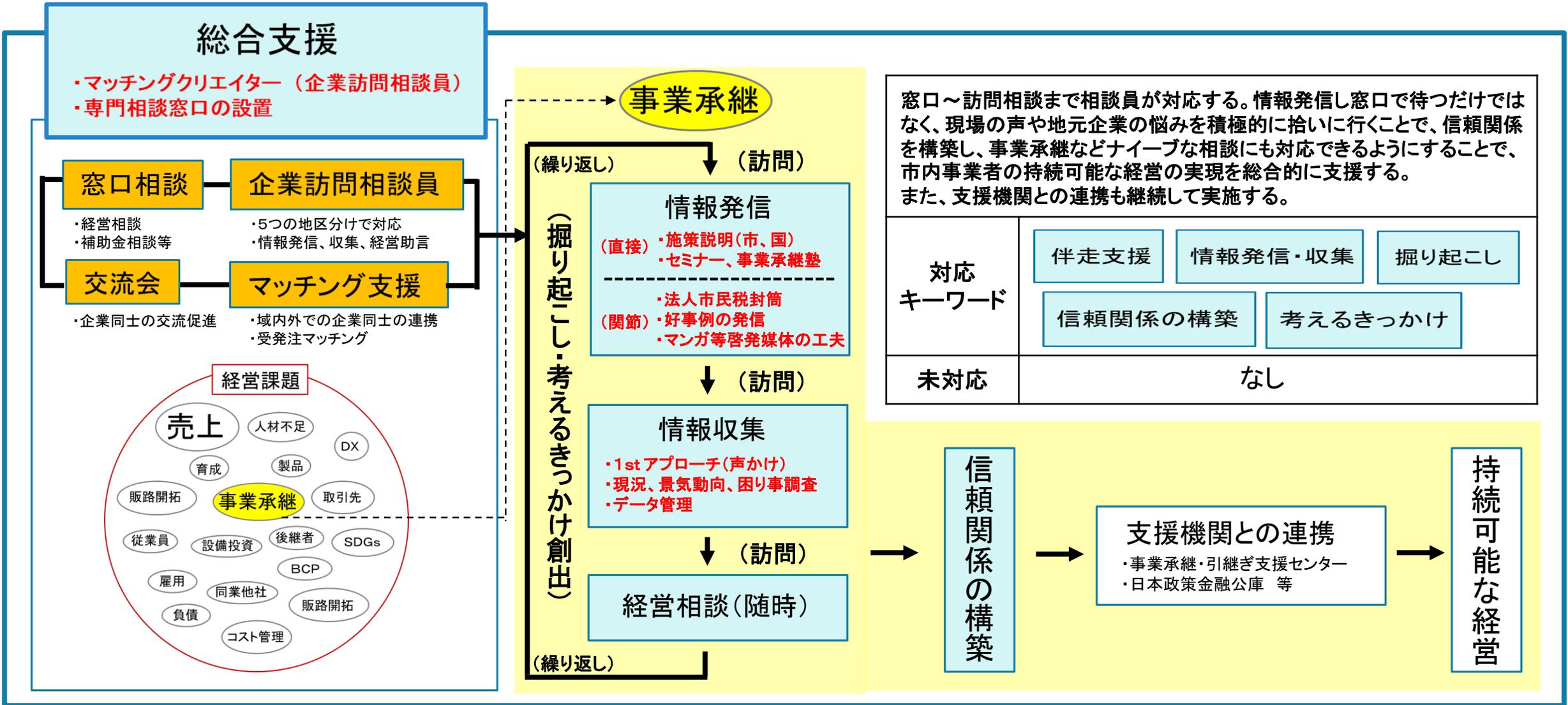
※この「事業承継診断票」の各設問への回答内容は、採択審査の対象ではありません。

※この「事業承継診断票」は、中小企業庁が実施している事業承継ネットワーク事業(商工会・商工会議所等の支援機関が連携して事業承継支援を行う取組。)で活用させていただくことがありますので、ご了解の上、ご回答ください。

※上記Q3~Q6、Q8~Q11で1つ以上「いいえ」をチェックした方、Q12で「具体的にある」をチェックした方は、最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターにご相談ください。

※商工会が記入することになっており、回答内容によっては事業承継・引継ぎ支援センターに相談することを促している

支援体系図(提言ベース)



→ 訪問相談員や法人市民税封筒等を活用することで、全事業者への情報発信が可能となり、その他キーワードにも対応できる体制となる。また、経営課題全般に対応する総合的支援を展開することで信頼関係を構築し、事業承継を含めて企業の持続可能な経営を支援する。

意見交換

①提言書に記載する施策案についての意見

(資料1)P9に記載している提言施策案の内容等について、過不足、補足事項等はないか。

②親子、親族間等の後継者候補への意思確認やコミュニケーションを円滑にする方法、アイデア

前回会議において、後継者候補と経営者の間で十分なコミュニケーションや意思確認ができていない状況が、円滑な事業承継にとって大きな弊害になっているとの意見があった。

委員の身近な事例や経験等から、どのようなアシストがあると先代又は後継者と会社の未来について話し合うきっかけが生まれるか。自由な発想、アイデアを求める。

(例)先代と経営のことで話し合うきっかけ、イベント企画、親子健康診断補助など

事前に考えてきていただきたいこと

【資料1】

①提言書に記載する施策案についての意見

(資料1)P9に記載している提言施策案の内容等について、過不足、補足事項等はないか。

②親子、親族間等の後継者候補への意思確認やコミュニケーションを円滑にする方法、アイデア

前回会議において、後継者候補と経営者の間で十分なコミュニケーションや意思確認ができていない状況が、円滑な事業承継にとって大きな弊害になっているとの意見があった。

委員の身近な事例や経験等から、どのようなアシストがあると先代又は後継者と会社の未来について話し合うきっかけが生まれるか。自由な発想、アイデアを求める。

(例)先代と経営のことで話し合うきっかけ、イベント企画、親子健康診断補助など

2025年度

戸田市中小企業振興会議

提言書（素案）

2025年4月

戸田市中小企業振興会議

目 次

- 1 はじめに
- 2 提言に至る背景
- 3 提言の目的
- 4 提言内容
 - (1) 雇用・人材確保支援
 - (2) 事業承継
 - (3) 委員個別提言
- 5 おわりに

<参考資料>

- 1 第7期戸田市中小企業振興会議 審議経過報告
- 2 第7期戸田市中小企業振興会議 委員名簿

1 はじめに

今日、我が国の産業は、先行き不透明な経済状況、急速なグローバル化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響等による産業構造の変化、価値観やライフスタイルの多様化、人口減少・少子高齢化社会への備え、さらには地球環境問題への対応など、厳しい状況に置かれています。

また、2024年問題等による人材不足の深刻化が進み、安定的な企業経営への支障が顕在化する中、後継者不足の問題を潜在的に抱えている企業も多く、黒字経営にもかかわらず「人材不足」「後継者不足」が要因となり、やむを得ず廃業に至る場合も散見され、不安感の増長がこの先の経済見通しを憂慮させる事態となっています。

このような中、持続可能な企業経営の実現、また、それを可能とするための時代に即した支援策の創出に向けて、産業に携わる関係者、各支援機関が相互に知恵を出し合い、研究し、パートナーシップによる包括的な支援をしていくことが重要となっています。

戸田市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）では、会議設立の趣旨を踏まえ、本市の中小企業振興施策の調査研究などを通して提言を重ねてきました。

今期の振興会議においては、「2024年問題を乗り越えるため持続可能な企業経営支援を研究する」を議題に、2024年問題で特に影響を受けるといわれる運輸業と建設業に焦点を置き、「雇用・人材確保支援」「事業承継」の側面から、いかにして企業の持続可能な経営を実現させ、どのような支援策が求められているのかについて協議してきました。また、ここで協議する支援策を運輸業、建設業以外の業種にも応用、フィードバックすることで市内企業全体の支援につながるものと捉えています。

この度、振興会議での審議を経て、取組みについての方向性を得たことから、ここにご提言申し上げます。

2 提言に至る背景

2024年問題対策への提言として、2つの課題を設定した背景は以下のとおりです。

【雇用・人材確保】

労働者の働き方改革を推進するため、2019年4月より「働き方改革関連法」が段階的に施行され、時間外労働の上限規制が定められました。建設業・運送業・医師については、業務の特殊性に鑑み5年間の猶予期間が設けられておりましたが、2024年4月に猶予期間が終了したことにより、これらの業種にも時間外労働の上限規制が適用されることとなりました。

長時間労働の是正により健康被害の抑止や労働環境の改善などが期待される一方で、人手不足による工期の遅れや物流の停滞、コストの上昇といった問題が深刻化する、いわゆる「2024年問題」の影響が懸念されております。

本市の市内総生産(付加価値額)の産業別構成比としては、製造業が23.6%(経済センサス2021)と最も高く、次いで運輸・郵便業が20.5%、建設業についても8.2%と比較的高い水準となっており、いずれの業種も地場産業として本市の産業を支えています。特に、都心部や関東北部への交通アクセスの良さから、県内他自治体に比べ運輸業の割合が高いという点が本市の特徴であるといえます。

「2024年問題」の影響が大きい運輸業・建設業のいずれにおいても、従前から長時間労働の常態化が問題視されていることに加え、技術者やドライバー等の専門職の高齢化や、人材育成の不足による若年世代の担い手減少による深刻な人手不足にも直面している状況です。

こうした業界の状況や本市の産業構造の特徴から、今回の「時間外労働の上限規制」の適用は、本市の地域経済に大きな影響を与えるとともに、労働時間の減少は働き手の収入減少にもつながるため、業界の若者離れ、人材不足に拍車がかかることも懸念されます。

そのため、「2024年問題」による影響が大きい運輸業・建設業をはじめ、昨今の人材不足がすべての業種において共通の問題であることを踏まえ、市内企業における雇用の促進・人材確保に向けた取組みに対する支援の強化に加え、人材不足の中でも安定的な業務継続を可能とする体制の構築が課題となっています。

さらに、本市の3大プロジェクトの一つである「100年健康プロジェクト」には、健康づくりにおけるシニア活躍の推進が掲げられており、シニアの雇用対策にも力を入れ、幅広い年代の就労を支援することで、企業側の雇用と、就職者側の就労の両側面からの支援を行うことが求められています。

【事業承継】

中小企業の事業承継に対する課題は、国における最重要課題の一つとして位置づけられており、政府は、平成27年度に、M&Aの手続き、手続き毎の利用者の役割・留意点等を記載した「事業引継ぎガイドライン」を策定し、M&A等の一層の活用促進に取り組むことを表明しました。

その後、令和2年3月に「中小M&Aガイドライン」を公表し、後継者不在の中小企業向けにM&Aのプロセスごとに確認すべき事項や具体的な中小M&Aの事例等について提示するとともに、M&A仲介業者間の適正な競争環境の整備、仲介の際に起こり得る利益相反に対する適切な対応や仲介手数料の適正化等を促しております。そして、同年7月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においては、「第三者承継支援と親族内承継支援のワンストップ体制の構築」をはじめとする事業承継・引継ぎに関する支援策に加え、関係業界等における「中小M&Aガイドライン」の遵守を徹底することが明記されました。

また、令和3年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」においては、中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、中小企業がM&Aの支援を適切に活用できる環境を整備する旨、その具体的な方向性としてセンターの強化も明記されました。

同年4月には「中小M&A推進計画」をとりまとめ、今後5年間で、官民で取り組むべきロードマップを示し、同年8月には中小M&Aの安心感の醸成のため「M&A支援機関登録制度」を創設した。民間側の取り組みとしてはM&A仲介業者による自主規制団体の設立がなされています。

さらに、令和4年3月には、事業承継に関連して生じた変化や新たに認識された課題と対応策等を反映し、円滑な事業承継をより一層推進するため、「事業承継ガイドライン」が改訂されました。

加えて、令和5年9月には、M&A専門業者との契約条項や手数料についての記載の充実、M&A専門業者の支援の質の確保等の観点から「中小M&Aガイドライン」が改訂されました。

以上のように、事業承継に係る政府支援の整備は進んでいる一方で、本市においては具体的な施策はない。しかし、令和元年度に実施した本市独自の企業現状調査において、回答企業の4割が事業承継に対して何も取り組んでいないという結果が出る等、事業承継施策への遅れが浮き彫りとなった。

その後、本市においても早急に取り組むべき課題として認識し、戸田市第五次総合振興計画における具体的な施策を定める戸田市経済戦略プランにおいて、市内事業者に向けたセミナーや個別相談会等の事業承継に係る情報発信や、事業承継・引継ぎ支援センターをはじめとした専門機関等へのつなぎ役として、連携をさらに強固なものとしていくこととなった。

※出典・一部引用：「令和5年度に認定支援機関等が実施した事業承継・引継ぎ支援事業に関する事業評価報告書」令和6年10月8日独立行政法人中小企業基盤整備機

3 提言の目的

持続可能な企業経営への支援として、本提言の目的は次の2点です。

- (1) 2024年問題による影響が大きい運輸業・建設業をはじめ、製造業やその他の業種も含めた市内企業における人材不足が深刻化する中で、雇用の促進・人材確保の強化に向けた支援策を講ずるとともに、限られた人員でも効率的な業務体制を構築するためのサポートを行うことで、市内中小企業の持続的な経営の継続と発展を図ること。
- (2) 事業承継に係る各支援機関との連携を通じて、市内企業が抱える事業承継ニーズの把握、情報発信、専門機関とのハブとなり、潜在的な事業承継ニーズを発掘することで本市の産業維持、雇用創出を図ること。

令和6年度第3回中小企業振興会議の審議を踏まえ、
事業追加の場合は目的を追記

4 提言内容

提言(1)(2)を一覧にした「提言の全体図」は、図表1のとおりです。

【図表1】「2024年問題を乗り越えるため持続可能な企業経営支援を研究する」



提言（１）雇用・人材確保支援

市内企業における雇用の創出や必要とする人材の確保、及び業務の効率化・省力化による事業の継続を実現するため、以下の４つの柱に沿って協議を行いました。

提言の柱（概要）

柱	施策	取組内容
1. 人材確保・育成	1. 有資格者、技術・技能者育成支援	・ポリテクセンター埼玉との連携 （シニア雇用促進も含む連携） ・公的機関による訓練や技能検定への支援
	2. 求人活動支援	・埼玉労働局との「戸田市雇用対策協定」に基づく、求職者への PR 強化やマッチング支援の拡充 ・求人誌や求人サイトへの掲載、人材紹介サービス活用促進支援
	3. 市内企業への就職者支援	・埼玉県中小企業等奨学金返還支援事業補助金の上乗せ支援等
2. 企業イメージ向上	1. 認知度向上への機会創出	・合同説明会の開催 ・職種別お仕事見学会、体験会の実施 ・県内高校への働きかけと交流機会の創出
	2. 優良な雇用管理・社会貢献実践企業の可視化推進	・多様な働き方実践企業認定促進 ・SDGs パートナー制度認定促進 ・市による各種認定企業の PR
3. 業務効率化・生産性向上	1. DX 化への機運醸成	・関連機関との連携による DX 推進セミナーの開催 ・DX 等の活用に関する事例集の作成及び情報発信
	2. 市内企業 DX 化への支援	・DX 推進補助金等による支援 ・AI・SNS 等の活用に対する支援 ・関連団体(埼玉県 DX 推進支援ネットワーク等)との連携
4. 職場環境改善	1. 職場環境の快適化に向けた支援	・トイレ、更衣室等のリフォームに係る費用の補助等(女性職場環境整備補助金の類似制度の創設)

【提言の柱1】人材確保・育成支援

○施策1：有資格者、技術・技能者育成支援

市内企業では、業種を問わず専門職の人材が不足しており、募集をかけても集まらない状況となっています。現状、市では「公的資格等取得支援事業」及び「求職者公的資格等取得支援事業」により、約60の公的資格を対象に受検料や講習に要する経費への補助を行っており、在職者及び求職者の両輪で専門人材の育成支援を行っています。一方で、有資格者や技術・技能者の育成にあたっては、財政的な支援に加えて、多くの中小企業では従業員に十分な研修を受けさせるリソースが不足しているといった実態もあることから、こうした課題解決のため、市が「ポリテクセンター埼玉」等の専門技能の習得が可能な公的機関と連携し、市内企業に研修の機会を提供する取組みを実施することも有効であると考えます。同機関では、企業別・課題別・業種別によってオーダーメイドの研修も可能であり、専門スキルの形成に向けた研修等に対する市の支援体制が充実していることを企業側が求職者へPRすることにより、人材確保の促進にも繋がると考えております。

また、「ポリテクセンター埼玉」には「独立行政法人 高齡・障害・求職者雇用支援機構（JEED）」が併設されており、「70歳雇用推進プランナー」や「高年齢者雇用アドバイザー」への相談や支援も可能であることから、連携によりシニアの雇用促進にも寄与することが期待されます。

○施策2：求人活動支援

人材確保にあたり、多くの市内企業は求人誌や求人サイト等の媒体への掲載、また人材紹介サービスの活用により募集を行っていますが、掲載料やサービス利用手数料、成功報酬等に多額のコストがかかっていることに加え、求人活動を行うための事務負担も大きく、人材等のリソースも不足しています。さらに、これらのサービスを利用して採用した人材が短期で離職してしまうケースも多く、企業が効果的な求人活動を展開できない現状があることから、こうした課題に対し、市が実施する企業への求人活動支援をより一層拡充ことが求められます。

施策の一つとしては、令和2年2月に締結した埼玉労働局との「戸田市雇用対策協定」に基づき、求職者への市内企業の周知・PRの強化やマッチング支援をさらに拡充するための施策の実施が挙げられます。

また、市が人材募集サービスを提供する事業者等と連携し、市内企業の求人情報を無償で掲載・発信するとともに、人材確保や雇用課題の解決をサポートする体制を構築する取組みも有効であり、こうした取組みにより、リソース不足による企業の求人活動への負担を軽減し、効率的かつ効果的な求人活動を行うことができると考えます。

○施策3：市内企業への就職者支援

現在、新卒採用の市場は空前の売り手市場となっており、中小企業における新卒採用は大変困難な状況となっています。こうした中、新卒採用の促進にフォーカスした施策として、市内企業への就職者への支援の拡充が求められますが、支援策の一つとして奨学金の返還に対する支援が有効であると考えられます。

奨学金を受けている学生の割合は年々増加しており、令和4年度学生生活調査では、大学（昼間部）で55%、短期大学（昼間部）で61.5%と、半数以上の学生が利用していると回答した一方で、返済時に「本人の低所得」を理由に延滞するケースも増加しています。このため、奨学金返還支援の有無が、新卒者が就職先を選択する際の重要なファクターとなりうると言えます。

具体的には、埼玉県中小企業等奨学金返還支援事業補助金に市が上乗せ支援を行うことで就職者の負担が軽減され、市内企業への新卒就職者の増加が期待されますことから、補助金の制度設計等も含め、就職者や企業側の負担が少ない形で実施できるようにご検討願います。

【提言の柱2】企業イメージの向上

○施策1：認知度向上への機会創出

地域に根ざした活動を展開する中小企業としては、地元の学生に就職してもらいたいという想いはあるものの、就職に力を入れている市内高等学校においても市内企業への就職率は10%に留まっています。

地域内における採用を増やすためにも、市内にどういった企業があり、どういった事業を行っているのか、学生をはじめ、シニアを含む求職者に対する認知度を向上させるための施策が求められます。

具体的には、先述した「戸田市雇用対策協定」に基づき、埼玉労働局と連携した市内企業合同説明・面接会や、多様な職種別のお仕事見学会・体験会等の拡充、また、県内高等学校への働きかけの強化や地域イベント等における企業と学生の交流機会の創出等が考えられ、こうした事業を通じて、市内企業への関心が高まり、採用へと繋がることが期待されます。

○施策2：優良な雇用管理・社会貢献実践企業の可視化推進

近年、学生が企業選びで重視している点として、働きやすさやワークライフバランスの確保が多く挙げられており、企業イメージの向上にあたっては、いかに優良な雇用管理を行っているか、社会貢献を行っている企業かという点をPRできるかが重要な指標となっています。

現在では、厚生労働省が実施する「雇用・労働ユースエール認定制度」や埼玉県

が実施する「多様な働き方実践企業認定制度」により働きやすさを PR する仕組みがあるとともに、「埼玉県 SDGs パートナー」や「とだ SDGs パートナー」制度により社会貢献実践企業であることを PR できます。

市内企業に対し、こうした制度に関する周知・認定を促進することに加え、認定された企業を、様々な媒体や機会を通じて、市が広く PR することで市内企業のイメージ向上を図ることができ、人材確保に繋がることが期待されます。

【提言の柱3】業務効率化・生産性向上サポート

○施策1：市内企業 DX 化への機運醸成

提言の柱1、2により中長期的な人材確保に向けた施策を展開する一方で、短期的な人手不足への対応策としては、限られたリソースでいかに生産性を高めるかという視点も重要となります。

省力化による業務効率化の実現には DX 化が必要不可欠ですが、市内では企業によって、また業種によっても DX 化への意識や進捗度合が異なっており、昨今の人材不足を乗り切るためには、市内企業全体としてデジタル化を含む DX への機運を醸成し、1社でも多くの企業の DX を推進する必要があります。

機運を高めるための施策として、市が「ポリテクセンター埼玉」等の関連機関と連携し、市内企業に向けた DX 等（AI・SNS等の活用を含む）に関するセミナーを開催することにより意識づけを行うとともに、市内企業における DX 等の実施に関する事例集を作成し、業種や企業規模を問わず DX は身近で取り組みやすいものであることを発信し続けることが有効であると考えます。

○施策2：市内企業 DX 化への支援拡充

実際に企業における DX 化を進めるにあたっては、システムの導入や更改等が必要な場合もあり、相応の経費を要します。また、SNS や WEB 広告等の運用においても、企業内のデジタル人材が不足していることも多く、効果的な運用を図るために、外部の専門人材を活用するケースも見られます。市内企業の DX 化をより一層推し進めるためには、情報発信と併せて、市による直接的な支援の実施が不可欠であると考えております。

具体的な施策としては、既存の DX 推進補助金について、SNS を効果的に運用するための経費や、AI の活用、WEB を活用した人材募集にかかる経費等も含む形で対象となる経費の拡充をご検討願います。

また、戸田市 DX 伴走型支援事業が令和6年度をもって終了となったことから、これを代替する事業として、埼玉県 DX 推進支援ネットワークと連携し、市内企業が DX 相談や専門家の派遣・マッチングサービス等を活用しやすい環境の整備を補助金と両輪で実施いただくことで、さらなる DX 化の促進に繋がるものと考えます。

【提言の柱4】職場環境改善支援

○施策1：職場環境の快適化に向けた支援

提言の柱4については、主に既存従業員の働きやすさの向上及び人材定着の観点から、職場環境の快適化について提言するものです。厚生労働省の調査では、従業員にとって働きやすく働きがいのある魅力ある職場では、従業員の働く意欲、業績、生産性向上や人材確保に効果的であることが明らかになっています。企業が魅力ある職場づくりを推進するためには、提言の柱2・施策2で挙げた優良な雇用管理の取組みと併せて、物理的な職場環境の快適化を図ることが不可欠であり、人材確保支援の一環として、リフォーム等にかかる経費に対する支援が求められます。

具体策としては、令和元年度から令和3年度まで実施していた「女性職場環境整備補助金」と同様または類似の補助制度を創設し、企業が実施するトイレや更衣室、休憩室等の改修に係る費用の一部を助成する取組が有効と考えます。

提言（2）事業承継

令和6年度第3回中小企業振興会議の意見を踏まえ作成

提言（３）委員個別提言

委員から個別提言の提出があった場合に、必要に応じて掲載

5 おわりに

今期の会議では、「2024年問題を乗り越えるため持続可能な企業経営支援を研究する」を議題に、企業の「人材確保」及び「事業承継」による持続可能な企業経営を実現するための具体的方策等について議論を重ねてきました。

そして、各支援機関との連携を視野に入れながら、次の2つを提言の柱として掲げ、取組みの方向性を取りまとめました。

【提言1】雇用・人材確保支援

【提言2】事業承継

今後、「人材不足」「後継者不足」により、企業経営がますます困難な状況となることが予測されます。

安定した持続可能な経営を支援することで、地域経済の循環、雇用の維持が担保され、企業や従業員による税収の維持にもつながることで、市を発展させるさらなる施策を検討することができると思います。

最後に、この提言が行政施策に反映されることで、本市の中小企業振興につながり、地域経済の活性化が図られることを期待しています。

< 參考資料 >

1 第7期戸田市中心企業振興会議 審議経過報告

会議名	日時	概要
令和5年度 第2回会議	令和5年10月16日 14:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業振興会議について（戸田市中心企業振興条例及び本会議の概要） ・戸田市の現在地 現状と課題
令和5年度 第3回会議	令和6年1月22日 14:00～16:10	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田市の雇用対策の現状と課題
令和6年度 第1回会議	令和6年5月29日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田市経済戦略プランにおける令和5年度の実績確認 ・戸田市の雇用対策の現状と課題
令和6年度 第2回会議	令和6年10月24日 10:00～12:30	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用に係る市長への提言内容の確認 ・戸田市における事業承継の現状と課題 ・戸田市中心企業振興条例の一部改正（案）
令和6年度 第3回会議	令和7年1月29日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継に係る市長への提言案 ・第7期市長への提言書（素案） ・戸田市中心企業振興条例の一部改正（案）
令和6年度 第4回会議	令和7年3月 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への提言書の最終確認
令和7年度 第1回会議 （案）	令和7年4月 日 : ~:	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への提言書提出式 ・市長との意見交換

2 第7期戸田市中小企業振興会議 委員名簿

区分	氏名	所属及び役職	備考
1号 中小企業経営者	金子 秀一	戸田市商工会 商業部	
	徳永 光昭	戸田市商工会 工業部	
	富岡 聡子	戸田市商工会 青年部	
	丹野 一城	戸田市商工会 青年部	
	黒井 英樹	一般社団法人 埼玉中小企業家同友会 戸田・蕨支部	
	土肥 悦子	戸田民主商工会	
	廣瀬 倫理	ラモ・テクノロジー株式会社 代表取締役	
2号 学識経験者	結城 剛志	埼玉大学学術院 人文社会科学 研究科 教授	会長
	安田 裕美	中小企業診断士	副会長
	高橋 一能	武蔵野銀行ソリューション営業 部 調査役	
	松浦 睦子	中小企業診断士	
3号 行政機関職員	松井 千依	埼玉県企画財政部南部地域振興セ ンター 副所長	~令和6年4月26日
	渡邊 祐	埼玉県企画財政部南部地域振興 センター 副所長	令和6年4月27日~
4号 その他市長が 必要と認めた者	今井 祐之	株式会社日本政策金融公庫	

(敬称略)

役職については、委嘱時の名称を記載

2025年4月
戸田市中企業振興会議

【議題3】戸田市中小企業振興条例の改正経緯について

令和6年度第3回
戸田市中小企業振興会議【議題3】

前回会議では議事の都合上、適正な審議・承認の過程を経ることができなかつたため、改めて審議をお願いするものです。

改正の経緯

- ・令和5年6月議会において、小規模事業者の振興に関する条例制定の検討について一般質問があった。
- ・埼玉県では小規模企業条例があり、中小企業と別基準となっているが、本市では当会議の根拠条例でもある「戸田市中小企業振興条例」において、小規模事業者の定義づけがされていない。
- ・条例における定義づけはされていないが、実情としては個人事業主や小規模事業者等を区別することなくすべての事業者に対する支援を含むものとして、市の施策を実施している。
- ・しかしながら、市内中小企業等のうち約9割は従業員数20人以下の小規模企業者によって構成されており、平成26年に小規模企業振興基本法が制定されて以降、その社会的役割は拡大していることから、小規模企業者についても中小企業と同等の役割や責務を担うことを明らかにするとともに、市が実施する中小企業施策の対象としていることを明文化する必要があるため本条例改正の検討に至った。

↓
第2条(定義)について、中小企業及び大企業の定義を改正する

【議題3】県内の中小企業振興に係る条例の状況

令和6年度第3回
戸田市中心企業振興会議【議題3】

No	条例名	号数	用語	定義
1	戸田市中心企業振興条例	1	中小企業	中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいう。
		2	大企業	中小企業以外の会社及び個人であって、事業を営むものをいう。
2	川口市中小企業振興条例	1	中小企業者	中小企業基本法第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者並びに農業協同組合法第3条第1項に規定する農業者であって、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営んでいるものをいう。
		2	中小企業団体	事業協同組合、企業組合その他市長が適当と認めた中小企業に係る団体を含むものをいう。
3	川越市中心企業振興基本条例	1	中小企業者	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(同条第5号に規定する小規模企業者を含む。)であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
		2	経済団体	商工会議所、商店街振興組合その他産業の振興を目的とする団体を含むものをいう。
		3	大企業者	中小企業以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
		4	大学等	市内で教育及び研究を行う大学その他の機関を含むものをいう。
4	熊谷市中心企業振興条例	1	中小企業者	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
		2	経済団体	商工会議所、商工会、商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体であって、市内に主たる事務所を有するものをいう。
		3	大企業者	中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
		4	大学等	学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校その他これらに準ずる教育又は研究を行う機関であって、市内に所在するものをいう。

【議題3】戸田市中心企業振興条例の一部改正(案)について

令和6年度第3回
戸田市中心企業振興会議【議題3】

新旧対照表

改正前	改正後(案)
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 <u>それぞれ</u> 当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ 当該各号に定めるところによる。
(1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に <u>定める</u> 中小企業者をいう。	(1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に <u>規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものを</u> いう。
(2) 大企業 中小企業以外の <u>会社及び個人</u> であって、 <u>事業を営むもの</u> をいう。	(2) 大企業 中小企業以外の <u>事業者</u> であって、 <u>市内に事務所又は事業所を有するもの</u> をいう。
第3条～第12条 (略)	第3条～第12条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
	附則
	<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

【議題3】戸田市中心小企業振興条例改正スケジュールについて

令和6年度第3回
戸田市中心小企業振興会議【議題3】

時期	内容
令和6年10月24日	第2回戸田市中心小企業振興会議における審議
令和7年1月上旬	例規審査委員会への付議
令和7年1月29日	第3回戸田市中心小企業振興会議における審議
令和7年1月下旬	3月議会への提出締切
令和7年3月上旬	常任委員会へ報告
令和7年3月下旬	3月議会閉会（議決）
令和7年4月1日	施行

今回は、改正内容が市民生活に大きな影響を及ぼすものではないことから、パブリック・コメントは不要とのことで例規担当課と調整を行った。

戸田市中小企業振興条例

平成23年2月8日

条例第1号

本市は、今日まで首都に隣接する立地上の優位性から多くの人々、そして中小企業が集う街として発展してきた。その間、中小企業は市の経済発展や雇用確保に寄与してきたことはもちろん、地域コミュニティの担い手等として多方面に貢献をしてきたところである。

しかし、近年の社会構造の変化や長引く経済不況、地域における大企業の動向は、中小企業の存立基盤に大きな影響を与えている。

私たちは、中小企業が置かれている厳しい現状とその果たしてきた役割を理解し、中小企業が引き続き市民の一員として共に発展を続けていけるよう、振興を図らなければならない。

よってここに、中小企業を振興していくための基本的な理念や施策、責務等を明らかにするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の役割の重要性に鑑み、本市の中小企業振興に関して基本的な理念と施策を定めることにより、活力と賑わいのある地域社会を創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (2) 大企業 中小企業以外の会社及び個人であって、事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業の創意工夫と自主的な努力を基本とし、国、県及びその他の機関との連携と協力の下、市や市民、企業等が一体となっていくものとする。

(基本施策)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業に関わる情報の収集及び提供に関する施策
- (2) 中小企業が技術力を向上させることに資する施策
- (3) 中小企業が受注機会を拡大させることに資する施策
- (4) 中小企業が資金調達を円滑に行うことに資する施策

- (5) 中小企業が新事業を創出することに資する施策
- (6) 中小企業と地域環境との調和に資する施策
- (7) 商業の集積の活性化に資する施策
- (8) 起業支援に関する施策

(市の責務)

第5条 市は、基本理念に基づき、前条の施策を総合的、網羅的、計画的かつ効果的に実施しなければならない。

- 2 市は、前条の施策を実施するに当たり、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(中小企業の責務)

第6条 中小企業は、事業活動を行うに当たっては、経営の革新、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への適応に自主的に取り組まなければならない。

- 2 中小企業は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業との連携・協力を努めるものとする。

- 2 大企業は、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第8条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(戸田市中小企業振興会議)

第9条 中小企業振興施策を調査研究し、市に提言することを目的とした、戸田市中小企業振興会議(以下「振興会議」という。)を設置する。

- 2 振興会議は、中小企業の経営者、学識経験者、行政機関の職員等多様な構成員により構成する。
- 3 振興会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 振興会議は、委員15名以内をもって構成する。
- 5 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に必要な事項は、規則で定める。

(公表)

第10条 市は、毎年中小企業の振興に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(検討及び適切な措置)

第11条 この条例は、施行の日から4年を超えない期間ごとに、所期の目的を達成しているかを検討するものとする。

2 市は、前項の規定に基づく検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正も含めて適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成23年7月1日から施行する。